

国際学生会館の指定管理者・財団法人横浜市国際交流協会の 公益法人への移行について

1 公益財団法人への移行

横浜市国際学生会館の指定管理者である財団法人横浜市国際交流協会は、公益法人制度改革関連3法の施行に基づき、公益財団法人へ移行する予定です。

※平成21年12月28日付で神奈川県知事に認定申請を行っており、早ければ平成22年4月に認可される予定

2 指定管理の継続

横浜市国際交流協会は、公益財団法人への移行後も、目的や事業内容の大きな変更がなく、法人としての同一性が保持されると判断されるため、引き続き国際学生会館の指定管理を継続します。

[参考]

財団法人 横浜市国際交流協会（YOKE）（都市経営局所管）

○ 設立経緯

- ・ 昭和56年7月8日 任意団体「横浜市海外交流協会」として設立（市の外郭団体）
- ・ 昭和57年12月28日 財団法人認可
- ・ 平成11年4月1日 「横浜市国際交流協会」に名称変更

○ 事業内容

「市民の国際交流・協力活動の支援」「国際交流・協力等に関する施設の管理・運営」「横浜に拠点を置く国際機関等の支援」等

横浜市国際学生会館（教育委員会所管）

○ 開設日 平成6年5月1日

○ 設置目的

- ・ 市内の高等教育機関に在籍する留学生・研究者に対して良質廉価な宿舎を提供すること
- ・ 地域における国際交流を促進し、国際文化都市の建設に資すること

○ 指定管理

横浜市国際交流協会が指定管理（平成20年度から24年度までの5年間）

○ 所在地等

- ・ 所在地 横浜市鶴見区本町通4丁目171番地の23
- ・ 施設規模等 敷地面積 2,267.86 m² 延床面積 6,969.22 m²
フロア数 地上3階から13階（1階：地域ケアプラザ、2階：地区センター）
室数 115室